

訂正情報

1 改正情報「雇用保険法2」

改正情報「雇用保険法2」に誤った記載がありました。

P2の下記の記載のうち青字の部分を追加した内容が正しい内容になります。

(2) 事業所の設置等の届出（則141条）

- ① 事業所を設置したとき、又は事業所を廃止したときに事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する届書（適用事業所設置届又は適用事業所廃止届）は、統一様式による場合を除き、**年金事務所を經由して提出**することができるようにしました。
- ② 適用事業所設置届及び適用事業所廃止届について、健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則の規定による「新規適用届」及び労働保険徴収法の規定による「保険関係成立届」並びに健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の規定による「適用事業所全喪届」との統一様式を新たに設け、当該統一様式により届書を提出するときは、次の区分に応じ、それぞれに定める届書と併せて提出する場合には、その事業所の所在地を管轄する**労働基準監督署長又は年金事務所を經由して提出**することができるようにしました。
 - i) 事業所を**設置したとき**に提出する届書（適用事業所設置届） 健康保険法施行規則の規定による「新規適用届」及び厚生年金保険法施行規則の規定による「新規適用届」又は労働保険徴収法の規定による「保険関係成立届」（**同法に規定する有期事業、労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び二元適用事業に係るものを除きます**）
 - ii) 事業所を**廃止したとき**に提出する届書（適用事業所廃止届） 健康保険法施行規則の規定による「適用事業所全喪届」及び厚生年金保険法施行規則の規定による「適用事業所全喪届」

2 改正情報「雇用保険法3」

改正情報「雇用保険法3」に誤った記載がありました。

P 7 の下記の記載のうち の部分が訂正箇所です（「**①**及び**②**」とありましたが、正しくは「**②**及び**③**」でした）。

区 分	率
① 失業等給付に充てる部分	② 及び ③ 以外の部分（1000 分の 2）
② 育児休業給付に充てる部分（ 育児休業給付率 ）	1000 分の 4 （の率を雇用保険率で除して得た率）
③ 雇用保険二事業に充てる部分（ 二事業率 ）	1000 分の 3.5（弾力的調整で 1000 分の 3） （の率を雇用保険率で除して得た率）

3 改正情報「労働保険徴収法」

改正情報「労働保険徴収法」に誤った記載がありました。

P 2 の下記の記載のうち青字の部分を追加した内容が正しい内容になります。

(2) 申請書の提出等の経由（則 78 条 2 項）

従来、「申請書の提出等の経由」について、事業主（社会保険適用事業所の事業主に限ります）が所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に対して行う「保険関係成立届」、「名称、所在地変更届」又は「代理人選任・解任届」であって有期事業以外の事業に係るものの提出は、年金事務所を経由して行うことができることが規定されていましたが、これを次に掲げる規定により事業主が所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に対して行う届書であって有期事業以外の事業（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されているものを除きます）に係るものの提出は、①から③のそれぞれに掲げる行政機関を経由して行うことができることとしました。

- ① 「保険関係の成立の届出」（一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないもの及び労災保険に係る保険関係のみが成立している事業）の事業主が、「保険関係成立届」に併せて、健康保険法における「新規適用届」及び厚生年金保険法における「新規適用届」又は雇用保険法における「適用事業所設置届」を提出する場合に限り、年金事務所又は所轄公共職業安定所長


4 改正情報「健康保険法」

改正情報「健康保険法」に誤った記載がありました。

- (1) P 6 の下記の記載のうち青字の部分を追加した内容が正しい内容になります。

1) 新規適用事業所の届出 (則 19 条 2 項)

前項〔編注：新規適用事業所の届出〕の規定により**厚生労働大臣に届書を提出する事業所**（協会が管掌する健康保険の適用事業所に限る。次条第 2 項において同じ。）の事業主が、当該届書に併せて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定〔編注：保険関係の成立の届出〕による届書（同法第 7 条第 2 号に規定する有期事業、同法第 33 条第 3 項に規定する労働保険事務組合に同条第 1 項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び同法第 39 条第 1 項に規定する事業に係るものを除く。）又は雇用保険法施行規則第 141 条第 1 項の規定〔編注：事業所の設置の届出〕による事業所の設置に係る届書を提出するときは、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「**所轄労働基準監督署長**」という。）又は事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長（以下「**所轄公共職業安定所長**」という。）を経由して提出することができる。

 この規定の改正は、令和元年 9 月 27 日に公布されました（官報に掲載されました）が、令和 2 年 1 月 7 日付の官報に「原稿誤り」という内容で、前記の訂正内容が掲載されたことに伴う訂正です。

(2) P12 の下記の記載のうち二重取消し線の箇所を削除した内容が正しい内容になります。

(1) 審査請求及び再審査請求 (法189条3項)

第1項の審査請求及び再審査請求は、時効の**完成猶予**及び**更新**に関しては、~~これを~~裁判上の請求とみなす。